平成２３年（フ）第２４号
石川県能美市寺井町ロ146番地
債務者　山岡やよい
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１３５号
岡山県美作市巨勢1683番地３
債務者　青山　忠幸（旧姓林）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１９号
岡山県津山市皿1138番地
債務者　築山　順子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第３３号
静岡県浜松市北区初生町1068番地の３　ハイツ1068―206号室、前住所静岡県浜松市北区都田町9636番地の３　グレイスハイム202号室
債務者　西岡　　宏
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
静岡県浜松市東区小池町64番地の１　栄３―101号
債務者　渡邊　康代
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
静岡県浜松市東区半田町70番地の３
債務者　水谷　哲彦
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
静岡県袋井市高尾2627番地の５　コーポだんらん102号室
債務者　立波　昌**範**
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
熊本県球磨郡山江村大字山田戊601番地
債務者　土屋　正志
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後３時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第５４号
釧路市芦野５丁目23番15号
債務者　石田　珠美（旧姓伊賀）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２１２号
横浜市西区戸部町４丁目158番地11　グランドボナール桜木町302号
債務者　安藤　徹彌
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０号
沖縄県沖縄市胡屋６丁目９番41号　アメリカンハイツ２Ｆ・Ｂ―６号室
債務者　田畑由美子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第９０号
静岡県藤枝市天王町３丁目16番20号　ハイム雄101号
債務者　越田　梨恵（旧姓石神）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３４号
静岡市葵区常磐町２丁目12番地の１　コーポ静岡803号、旧住所埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目15番14―202号
債務者　中野　一明
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９号
静岡県藤枝市藤枝４丁目４番２号、旧住所東京都中野区江原町３丁目28番９―406号
債務者　岩﨑由美子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７号
静岡県浜松市浜北区貴布祢167番地の４　コーポ愛201号
債務者　江原　治男
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係